

第4回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

●【開催日時】 平成15年7月5日(土) 14:30~17:00

●【開催場所】 田辺市 田辺市商工会議所 3階 大会議室

●【出席者】 委員15名

橋本卓爾委員長、金子泰純副委員長、井伊博行、緒方順子、小野正治、
柏崎幸雄、近藤信子、佐々木香徳、清水和子、須川頼一、西野稔治、
森正一、森口佳樹、山本甫、寄本勝美

県：増谷行紀循環型社会推進課処理計画推進室長 他

事務局：真砂稔事務局長、中本政吉事務局次長、松原淳廃棄物計画推進室長 他

●【傍聴者】 一般24名、報道1社

(敬称略)

(事務局) 委員会の成立、及び各報道機関、傍聴人への諸注意。

(委員長)

本日は、産業廃棄物の実態、問題点等について検討しますのでご協力をお願いします。

最初の確認事項、前回の議事録ですが、特に問題有りませんか。ないようですので、承認ということをお願いします。

本日は議事に入る前に確認したい事項が何点か有ります。

一点目は、大阪市環境事業局の汚職事件については、ご承知のとおりかと思いますが、山本委員は、事件の発生当時、逮捕された職員の上司であることから、この委員会に迷惑がかかるのではないだろうか、と心配されております。事務局からは、委員の人格、見識、知識を了解した上で委員をお願いし、しかも事件には全く関係ないことから今後も委員をお願いしたいとのことです。私も同意見で、委員には引き続きご活躍していただきたいと思っています。皆さんいかがでしょうか。

(委員多数)

異議なし

(委員長)

それでは、今後ともよろしくをお願いします。

次は、各関係者が委員会に出席・傍聴して欲しい、との各委員の強い要望のもと、前回関係者の皆さんに来ていただきました。その際、出席者の発言等のルールを決めずに来ていただいたため、迷惑をかけました。そこで、出席者の発言についてのルールを明確にしたいと思います。お手元に配布している文書「紀南地域廃棄物適正処理検討委員会への関係者の出席に関する確認事項」を読み上げ、そのルールを確認しておこうと思います。(別紙文書)

いかがでしょうか。また、委員の方が関係者に発言を求める時は、委員長に伝え、委員長から発言をお願いする、ということで今度からお願いします。なお、本日については、産業廃棄物関係者の出席について十分な調整が済んでいませんので、今申し上げたルールは次回から実施していきたいと考えております。よろしいでしょうか。

3点目は、前回傍聴している関係者に発言してもらいましたが、その発言については、先ほど確認しましたルールが出来ていませんでしたので、議事録から削除、調製しています。

その点確認をお願いします。いかがでしょうか。

4点目、前回での各委員からの指摘事項についてです。

- ・各市町村のごみ処理経費について
- ・有機性廃棄物の適正処理についての意見
- ・各委員からの具体的な提言の取り扱いについて

この3点について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

各市町村のごみ処理経費や事業系ごみの処理料金と処理費用の実態です。ある程度は把握していますが、不足している部分もあり、今後これらの項目も入れた市町村アンケート調査を実施したいと考えていますので、少し時間をいただきたいと思っています。

生ごみの処理について、食品リサイクル法の対象事業所などの状況はどうなっているのか、という点と有機性廃棄物処理における勉強会の実施などについてですが、排出抑制や最終処分量の削減対策に大変重要な事項です。後日十分議論していただくため、県農林水産部のリサイクルマスタープラン、食品リサイクル法の状況、全国的な取り組み状況、肥料・飼料化等業界の動向、バイオマスニッポン関連の状況などの資料を収集中です。第5回委員会以降において、報告や資料の提出を行い、十分議論していただくよう考えています。

また、各委員の提案については、一般廃棄物や産業廃棄物の現状報告の後で、その排出抑制、資源化、分別方法、有料化、処理方法の基本方策、適正処理など具体的な提案があれば、様式は自由でFAX、メールでも結構ですので、今月中を目処に事務局に提出をお願いします。事務局で取りまとめ、意見交換会、勉強会的なことを考えています。

(委員長)

ごみ処理経費、有機性廃棄物については現在資料整理中であることから、資料整理後、第5回委員会以降に議論していただきたいこと、各委員からはいろいろ提案が出ていますが、委員会を効率よく進めるため、出来るだけ7月末までに提出していただき、それを踏まえて、第5回目までに意見交換会を開き相互で議論してもらうことを考えているということです。いつ頃を予定していますか。

(事務局)

8月9日を予定しております。

(委員長)

日時の提案がありました、皆さんよろしいでしょうか。

(委員)

その会で議論することは、発生抑制、中間処理、最終処分場とかの議論とのことですが、それをまとめて7月末までに提案するのか、あるいは個々の発生抑制等について議論していくのか、どちらなのかということと、以前配布された検討委員会のスケジュールですが、これでは7月に基本方針の取りまとめ、8月は住民説明会になっています。それとの関係はどうなっているのか。

(事務局)

以前配布したスケジュールは、あくまで予定です、進行過程で変わります。各委員の提案もありましたので、皆さんの意見を伺いたいこと、今までの委員会は、委員の質問、それへの事務局の説明、という形になっていて、委員の意見の交換会があってもいいのでは、とのことからの提案です。

(委員長)

最終的な意見等ではありません。今日を含め4回一般廃棄物、産業廃棄物についての検討をしてきた中で、中間的な時点であること、また委員からの提案もいただいていることから、他の委員においても、最終的、体系的な提案でなくてもいいので、重点的に考えているところを出してもらい、意見の集約を図る方が今後の検討に役立つのではないかと、ということです。特定の委員だけに意見を聞かせてもらうのも問題があり、多くの委員に意見を出してもらい、報告書に取り入れていく準備の意味合いもあります。

(委員)

スケジュールのことで、公募の時には17年3月末までの任期は2年間だったのですが、第1回目の資料4のスケジュールには12月に最終報告書の取りまとめとなっていますが。

(事務局)

公募時には2年間の任期にてお願いしております。しかし、検討を進めることで課題や方策、あるいは各委員の意見などが出てきますので、その通りには進まないと思います。有機性廃棄物の処理問題等議論していただく事項も増えており、どうしてもずれてしまうと思います。柔軟に考えていただければと思います。

(委員長)

柔軟に考える必要もありますが、大きな枠を変えてはいけません。2年間の枠は変更ないんでしょう。

(事務局)

2年間という期間には、もし施設整備が必要という結論が出れば、施設用地の検討もお願いすることとなります。用地の検討も含めての2年間ですから、今年あるいは今年度中に、処理の基本方針を出していただき、大枠は2年間を目処に検討していただければと考えています。

(県)

6月25日の県議会の福祉環境委員会においても、早くこの検討を進めるようにとの要望がございました。県としてもこの検討を一日も早く進めてもらい、施設が必要となれば、その種類、適地の検討まで進めていただきたいのですが、しかし、何でも良いから結論を出すことが目的ではなく、紀南地域の方に納得していただける過程を踏みながら、これなら妥当だという結論を出してもらい、その方向に向け力を合わせよう、というのが基本的な考え方です。十分に皆さんに議論を尽くしていただきたいというのが真意です。

(委員)

提案する内容ですが、ごみの適正処理に限るのか、あるいはこの委員会のあり方に意見を述べることができるのか、今後の検討の中で最終処分場は必要だろうと、仮定として考えても、その前段に排出抑制、中間処理について検討しますが、その辺が軽んじられて、最終的に結論だけが先行してしまうと我々の意図とは全く違って来る。

そのことも含めて、この組織がどうあるべきかも考える必要があると私は思っています。それらも含めて提案が出来るのかどうか、確認したい。

(委員長)

重要な意見です。他の委員、何かございますか。

過去4回の議論を踏まえ一般廃棄物、産業廃棄物問題の適正処理について各々考えている意見を述べていただくのですが、その範囲について委員からこの委員会のあり方についても意見を述べられるのか、との意見が出ました。もう少しその辺詳しく説明をお願いします。

(委員)

過去に新宮市で審議会に関わっておりました。答申を出しても、その答申全てが実行されるとは思いませんが、行政のし易いところのみが実行され、欠陥が出てきた時に審議会の意見がどうだったとか、ということが問われました。今回も同じ懸念を持っています。道路公団の民営化の委員会でも問題となっていますが、後々までもチェックすることが議論されています。この委員会で2年間で結論を出した後は、行政任せでいいのかどうか不安を持っています。このことを皆さんにお尋ねしたい。

(委員長)

委員会のあり方の問題提起がされていますが、意見書、提案書の中身としてどういうことを盛り込むべきか、意見を聞かせて下さい。

(委員)

諮問委員は、諮問することが仕事と思います。意見を集約し事務局に手渡し、それが若干意にそぐわないことがあっても仕方がない。そういうシステムになっています。我々が諮問したことが100%行政に採用され、後々まで行政に替わってチェックすることは、私は考えられない。そうでないとまとまりがつかない。

(委員長)

今の委員の意見は、ごもっともな意見です。

(委員)

話は変わりますが、6月25日の新聞記事で、生物資源から燃料を作ることを閣議決定されたとのことですが、それはどういうことなのか。

(県)

閣議決定とは、国としてその方針でいこうというものです。それを受け、地方公共団体がどんな役割を負うのかは、個々の状況によります。

(委員)

中辺路町及び御坊市の名田地区での産業廃棄物の処分場のことですが、この委員会と並行して進んでいっており、行政の対応は、任せられるものは任せる、法律のとおりに対応していく、とか聞いてますが、私としては割り切れないものを持っています。ここで場所の選定まで含めて議論しているのに、無関係に進んでいってしまう、これらを整理して意見を書かせてもらいます。

(委員長)

いろんな意見を出していただきたい。委員長としてですが、本委員会はいくまで諮問委員会でありますから、諮問事項である紀南地域の産業廃棄物の適正処理について、積極的な意見をお願いしたいと考えています。皆さんのいろんな意見を拘束しようなどとは考えていません。適正処理について思うところがあれば自由に書いていただいて結構です。しかし、諮問委員会の性格上、それが答申にどう盛り込まれるか、については議論の中で決めたいと思います。日時は8月9日、場所・時間は追って連絡するとのこと。

それでは、本日の議題、紀南地域の産業廃棄物に係る実態と課題について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

産業廃棄物の種類別に、発生先、処理に伴う移動を中心に「紀南地域の産業廃棄物に係る実態と課題」について説明します。

産業廃棄物は、事業活動により生じる、処理責任は排出者、産業廃棄物を収集したり処分するには知事の許可が必要です。

種類については、県の「廃棄物処理計画」にありますので、参照しながら確認して下さい。

同計画によると解決すべき課題として、一人1日あたりの排出量が全国平均よりも高い、廃棄物の処理施設不足のために県外処理への依存が高い、不法投棄・不適正処理の増加を挙げています。

紀南地域では406千t（県全体発生量の8%）が発生し、このうち125千tが有価売却や再生利用などによる資源化、63千tが脱水・焼却による減量化をしているために、188千t（47%）が自己処理されていることとなります。

残り218千tの処理を業者に委託し、県内処理は197千tあり委託量の90%を占めています。これは建設業からのがれき類の地域内処理が多いためです。

発生量は406千tで、建設業から（がれき類・木くずなど）247千t（61%）、農業系から（家畜ふん尿・農業用廃プラスチックなど）80千t（20%）、製造業などから（無機性汚泥・有機性汚泥など）79千t（19%）の排出割合となっています。

市町村別の発生は、田辺市・御坊市・新宮市・上富田町・白浜町などが多く、全体的に建設業からの発生となっています。

製造業からの発生として、御坊市（大手紙加工場の無機性汚泥）、由良町（採石場の鉱業汚泥・造船所の無機性汚泥）、田辺市周辺（梅加工場の有機性汚泥・植物性残渣）、上富田町（ボタン工場の無機性汚泥）、白浜町（食肉加工場の動物性残渣・公共下水道汚泥）が主な物です。また農業系として、美山村・中辺路町・古座川町・本宮町からの家畜ふん尿となっています。

紀南地域では、建設業からのがれき類と家畜ふん尿の発生が多く、併せて全体の75%を占めています。

廃棄物は処理責任が排出者にあるため、自社による売却や自己利用、減量化などにより自己処理（187,700t）を行っています。

自己処理の多い物として、下水汚泥・上水道汚泥、鉱業汚泥、製造業の無機性汚泥であり、水分が多く脱水、乾燥処理による減量化を行っています。

家畜ふん尿も畜舎での処理や農地還元、建設以外の金属くずも直接再生利用が可能なために売却による資源化を行っています。

また木材加工、製材業からの木くずも焼却による減量化を行っているが、ダイオキシン削減対策の法改正による規制のため、小型焼却炉による焼却もできなくなっています。

委託処理量は217,900tあり、資源化・減量化・最終処分を含め廃棄物処理業者に委託しています。

直接最終処分として、最終処分場に搬入される物として9千tあり、地域内ではがれき類や建設の金属くず、県内北部へはがれき類や建設廃プラスチック、県外（大阪府・三重県）へはその他廃プラスチック、混合物、製造業無機性汚泥があります。

リサイクル中心に資源化目的として、中間処理施設へ搬入する物が174,200tあり、地域内ではがれき類や木くず、県内北部へは建設の金属くずや木くず、県外（大阪府・三重県・滋賀県・徳島県）へは動植物性残渣、廃油、がれき、製造業木くずがあります。

最終処分目的で減量化、安定化、無害化処理される物として34,800t、地域内では建設のがれきや木くず、県内北部へは動植物性残渣、建設の汚泥やプラスチック、県外へはその他ガラス陶磁器、感染性廃棄物があります。

このように見ると、発生量405,600tのうち最終処分、中間処理を含めて地域内で処理されるのが186,000tありますが、建設のがれきや木くずを除くと、わずか1,200tとな

ります。地域外では31,900 t 処理されていますが、このうち県外での処理は21,200 t(発生量の5%) あります。

種類別に処理先を見ると、地域内処理が多いのは、下水道汚泥・建設のがれきや木くず・有機性汚泥であり、県内北部では建設の汚泥や廃プラスチック・動植物性残渣・繊維くず・その他金属くず、県外処理は感染性廃棄物・もえがら・廃油・廃酸・廃アルカリ・製造業無機性汚泥などです。

破碎、脱水など比較的処理し易い廃棄物は地域内で処理されているが、特別な処理が必要な物は県外処理に頼っています。

次に、廃棄物の種類別に、発生源や処理先について説明します。

有機性汚泥は、下水道汚泥と食料品加工場から発生する有機性汚泥です。

下水道汚泥は、白浜町・串本町・太地町・本宮町の公共下水道から発生し、下水道処理施設で脱水等の減量処理後の残渣汚泥です。有機性汚泥は、主に梅加工場などの排水処理施設から発生する脱水処理後の汚泥です。

17,200 t 発生し、自己処理が16,100 t と多く、このうち14,800 t が減量化されています。減量後は堆肥化の200 t を除き、ほとんど埋め立て処分しています。

地域内には、脱水処理施設と堆肥化を行う施設があります。

動植物性残渣は動物性の物として、魚・牛・豚・鶏などの皮・内臓・骨・羽毛などがあり、白浜町の食肉加工場や串本町の水産加工場などから発生しています。植物性の物として、酒かす・発酵醸造かす・油かす・野菜果物かすなどがあり、田辺市・南部町などの梅加工場や川辺町のジュース工場などから発生しています。

7,200 t 発生し、自己処理400 t、委託処理6,800 t あり資源化目的の物が2,100 t で徳島県で飼料などに加工している。

梅加工の残渣は、和歌山市内の業者が中和処理した後、海洋投棄されています。しかしながら、海洋投棄が禁止されることも予想されるため、処理に困っています。

木くずは、大工・工務店・建築関係から建物の新築・増改築や解体撤去に伴い発生したり、製材・木材加工や家具製造からのおがくず、樹皮も含まれます。

地域内には破碎などの処理施設もあり、自己利用や資源化目的の処理委託を合わすと再利用量は15,400 t あり、率も75%と高くなっています。また、焼却による減量も多くなっていますが、簡易焼却炉などでの焼却が困難になっています。

紙くずは、業種指定があり、建設業からの建物の新築・増改築・解体に伴う物、パルプ・紙加工などの製造業、新聞業、出版業、印刷製本業からの廃紙、製本くず、印刷くずなどがありますが、地域内では建設業以外は、ほとんど発生がありません。

繊維くずも業種指定があり、建設業からの建物の新築、増改築、撤去に伴う物、繊維工業、染色業からの繊維くず、木綿くず、羊毛くずなどであり、美浜町の紡績工場から年間1,300 t 発生していますが、売却による自己処理を行っています。

無機性汚泥は、碎石スラッジ、石膏かす、不良セメントなどのメッキ汚泥や建設現場の土木基礎工事からの建設汚泥、水道浄水場からの上水道汚泥、採石場や砂利採取場から発生する鉱業汚泥などです。これらは事業所内で脱水や乾燥処理により、自己処理量が多くなっています。またガソリンスタンドからの汚泥、クリーニング業からの汚泥については、専門業者による処理が必要なため、県外へ搬出されています。

もえがらは、排出事業者が自身の事業所において、産業廃棄物を焼却処理した後の焼却灰であり、管理型処分場での処理が必要なため県外委託処理に頼っています。

がれき類は、コンクリート破片、アスファルト、レンガ破片、瓦、ブロック類、石などで、地域内では一番多く発生し、225,900 tのうち自己利用及び資源化目的の委託処理を合わせると205,200 tもあり、建設用材として再利用されています。このため破砕施設なども多く、地域内処理が174,900 tあります。

ガラスくず及び陶磁器くず、ガラスくずについては建設業からの板ガラスや破損ガラス、ガラス繊維などで、病院や医療関係からも薬品ビンなどが発生します。陶磁器くずとして建設業からは土管、レンガ、タイル、コンクリート片などが発生します。

病院などから発生する2,000 tは、感染性廃棄物を専門処理する県外業者により処理されています。

廃酸・廃アルカリ、無機廃酸として硫酸・塩酸・硝酸・ほう酸など、有機廃酸としてぎ酸・酢酸・しゅう酸などが、その他アルコール廃液、写真定着液があります。廃アルカリとして、写真現像液、アルカリ性メッキ廃液などがあります。

地域として、写真業・医療機関からの写真定着液や現像液が主な発生物で、処理に高度技術が必要なため、県外の専門業者が処理しています。

金属くずは、古鉄、空き缶、スクラップ、トタンくず、鉛管くず、銅線くずなどがあり、建設業の金属くずは、コンクリートが付着している鉄筋も含まれます。

その他の金属くずとして、由良町の造船所や印南町の機械製造工場から発生しています。全体で5,000 t発生し、自己利用・資源化目的の中間処理を合わせた再利用量が4,400 tありほとんどがリサイクルされます。

廃プラスチック類として、ポリウレタン、スチロール、包装材料、合成皮革などの合成樹脂くず、廃タイヤなどの合成ゴムくず、印刷かす、塗料かす、接着剤、レントゲンフィルムなどがあります。

建設業からのものは、リサイクルされずに地域外で処理されます。

タイヤ販売業や自動車整備工場などからの廃タイヤは、燃料として再利用されたり、農業から発生するビニールハウス、肥料袋などは農協を通じて県外のリサイクル業者でリサイクルされますが、レントゲンフィルムは県外業者で処理されます。

新宮地域には中間処理施設がありますが、田辺地域にはありません。

廃油は、エンジン油・グリース・タービン油などの潤滑油、揮発油・灯油・軽油などの鉱物油、大豆油・菜種油・やし油、魚・鯨や牛・豚の脂などの動植物系油、タール・ピッチ・ワックス・ろうなどのタールピッチ剤、シンナー・エーテル・アルコール・ベンジンなどの廃溶剤、その他の物として油のしみたウェス・油紙くず・廃給油材などがあります。地域としては、ガソリンスタンドが主な発生源であり、県外業者に処理委託し、廃油として良質な物はリサイクル、その他の物は焼却処分されています。

感染性廃棄物は、病院などの医療機関から発生し、県医師会より委託を受けた県北部の業者が焼却処理し、これ以外はすべて県外業者処理となっています。

また、高齢化社会に伴い、家庭介護も多くなっており、ここから排出される医療関係廃棄物の処理なども課題となってきています。

以上、紀南地域から発生する産業廃棄物について、種類別の処理状況、処理先について説明しました。まとめますと、処理の状況は

- ・発生量が多い建設業からのがれき類や木くずなどは、自己利用量や資源化目的の中間処理も多く、また、処理し易いために地域内処理も多い。
- ・それ以外の廃棄物については、資源化目的の中間処理を含めて地域内処理が少なく、管理

型処分場で処理が必要な物については、県外処理に依存している。

・地場産業から発生する物だけでなく、どの地域からでも発生するガソリンスタンドや写真店から出る廃棄物も専門処理が必要なために、すべて県外処理に依存している。

ということになります。また、課題としては

・量は少ないが「持ち込まない、持ち込ませない」という県の方針と矛盾していないかどうか

・産業廃棄物の処理は排出事業者にあること、また自区内処理が原則であるが、区域内に処理施設が不足しているという現状を、排出事業者がどう考えて取り組んでいくのかをもう少し深く把握する必要があるか

・発生する廃棄物を全て自区内処理するのがいいのかどうか

ということが挙げられます。

今回は、廃棄物の処理に関して移動というものに着目しました。県外処理は悪いというイメージもありますが、資源化や再利用といった処理の移動もあるので、全てが悪いとは言えないのではないかと思います。

これらの現状を踏まえ、紀南地域の産業廃棄物の処理について、どのように取り組んだら良いのかを議論していただきたいと思います。

(委員長)

まとめとして、産業廃棄物の処理の問題提起がされています。特に、全ての廃棄物を自区域内で処理することの是非などを中心に検討を加えていきたいと思います。まず、事務局の説明についての質問をお願いします。その後、問題提起のありました地域内処理のあり方について検討をしてもらいます。

(委員)

6ページで、排出事業者の自己処理が46%、委託処理が54%となっていますが、自己処理の現状を詳しく教えて欲しい。委託処理、マニフェストの地域の現状を知りたい。

(事務局)

自己処理については、汚泥の脱水処理、家畜ふん尿を乾燥させて肥料化、がれきを粉碎処理して建設資材としての利用、木くずを工場内にて焼却、金属類は有価物としての売却等が挙げられます。

(県)

マニフェストについては、何回かの法律改正がありましたが、排出者は最終処分までを確認する義務があり、マニフェストを交付しなかった場合、告発の対象になります。大手の運送業者が、マニフェストを交付していなかったがために、許可を取り消された事例もありますが、県内においては、マニフェストは守られていると考えています。

しかし、青森と岩手の県境の不法投棄事件では、発注した企業のマニフェストではきちんと処理されていたのに、実際には不法投棄されていたという事例があります。このように、遠方の発注企業が実際に最終処理の現場確認まで、できるのかどうかという問題はあります。ただ、県内においてはそんなことはないだろうと考えています。

(委員)

GPSシステムの採用は、まだしないのですか。

(県)

現時点では導入されていません。そのような提案はありますが、きちんと処理をしている業者の方は、そのシステムの有無に関わらず、適正に処理するでしょう。このシステムを採

用しても、不法投棄を行おうとする者が導入しなければ、コストが高くなるばかりで効果が上がらないと思います。

(委員長)

自己処理について、何か問題点はないのですか。

(事務局)

現在、特に聞いていません。

(委員)

新聞の広告欄に日置川町の業者の広告が載っていた。日置川町には処分場が無い、と聞いていたのですが、どうなのか。

(県)

この業者の方は収集運搬業と中間処理業であり、最終処分業ではありません。

(委員)

資料6ページをよると、紀南地域の最終処分場へ行く量は4,300t、県北部地域へ800t、県外へ3,900tとなっているが、我々はこの量を考えていけば良いということですね。また、その内訳はこのページ以後に記載されていると理解すればいいんですね。

(事務局)

紀南地域内で最終処分される4,300t、資源化目的での中間処理量の166,200t、同じく処分目的での15,500t、それ以外は紀北地域や県外にて処分されています。内訳はがれき類が多いのですが、処理困難物も含まれています。処理が地域外で行われていることは、問題と考えています。

(委員)

県外処理についてですが、他の地域に頼らず、地域内で対応することは精神論ではよく解りますが、常にそれに縛られる必要はないと思います。県外の処理施設を調査し、その処理が適正であれば、処理を任すことも一つの考え方です。デンマークは考え方が進んでまして、50の自治体と業界が作った廃棄物の処理場で、情報公開、環境保全が徹底していて、その場合自区内処理では成り立たない。大切な考え方で、否定はしませんが、県外へ持ち出さないのは精神論としてなのか、客観的な可能性を踏まえて言っているのか、広域的な処理が全て悪いのではなく、悪いことが起こっている現状が悪いのであって、調査することでかなり問題は防げるのではないのでしょうか。

(委員長)

今の意見は非常に根本的なものであり、他の委員も意見があろうかと思しますので、関連して意見ををお願いします。

(委員)

自区域内処理は原則ですが、この14種類で県外処理の方が良い場合もあるだろうし、この中で差し迫った事情を持つ廃棄物はどれでしょうか。

(事務局)

区域外の処理状況を調査する必要があるのではないかと、この指摘です。県外業者を含めて処理業者のアンケート調査を考えています。また、事務局としては、産業廃棄物の実態などを知る意味で排出業者を含めた別の組織を作り、排出の実態などの報告も行いたく作業を進めています。

差し迫って処分に困っている廃棄物としては、梅加工業等から排出される動植物性残渣や多くの事業所から排出される廃プラスチック、燃えがら、ばいじん、無機汚泥、廃酸・廃ア

ルカリ、ガラス・陶磁器類ではないか、と考えています。

(委員長)

産業廃棄物の処理は自区域での処理が原則だが、機械的に適用するのは問題があることから、区域外業者を含めた処理業者のアンケート調査を行う予定であること、また、困っている廃棄物の種類も出ました。他の委員、特に公募委員で地域の実態などの意見を出していただけますか。

(委員)

質問ですが、廃酸とは梅加工場からでる梅酢のことですか。

(県)

梅酢は梅干しを作る過程で出てくる液体で、この資料では調味廃液が梅干しの種等と共に動植物性残渣に含まれています。ここでの廃酸は化学工業等から発生する酸性の溶液です。中和させた後、焼却処理されます。

(梅加工場から、排出される不要となった梅酢や調味廃液は、法律上「廃酸」に分類されません。)

(委員)

7ページに「小型焼却炉の使用基準が平成14年12月より強化された」と記載されていますが、強化されてどうなったのか。

(事務局)

木工所等で小型焼却炉により木くずを焼却していましたが、使用できなくなりました。そのため、新しい焼却炉を購入し焼却している所もありますが、それが出来ない所は業者に処理委託している状況です。

(県)

平成14年12月1日から、ダイオキシンの排出規制が非常に厳しくなり、そのための炉の改修費用が高くなることから、今まで使っていた焼却炉を使えなくなったということです。

先ほど委員から「県は持ち込ませないということを言っているが、どういう意味なのか」という質問をいただきました。県は現在、要綱で流入を規制しています。基本的には、最終処分目的の受け入れを禁止していますが、リサイクル目的の中間処理であれば事前協議を行っています。しかし、持ち込ませないとしながら、外へ出していることはその通りであり、お恥ずかしいことです。全国では、47都道府県中30あまりの県が流入規制をしています。

(委員)

川崎にある製鉄所の高炉を見学した際、コークスの代わりにプラスチックを燃料として利用していました。担当者は、プラスチックが3万tも集まるのか、大変心配していると言っていました。一般家庭のプラスチックは使用できず、事業系のプラスチックを使用するため、川崎市内から排出されたものでは間に合わず、東京からも受け入れねばなりません。域内処理に拘ると広域的な処理が困難になる。要はその処理をきちんとチェック、監視し、情報をオープンにすることが大事なことです。

(委員)

先ほど私は、ポイントは最終処分量を見ればよいと考えました。6ページの資源化目的の処理の地域外処理は、その目的が資源化であるから基本的にはいいのではないかと。処分目的の処理は、区域外にて燃やすのでしょうけれど、これは問題にしなければならないでしょう。一番の問題は、最終処分量の約半分は区域内での処分、あと半分は県外にて処分していることでしょう。最終のごみは、区域内にて処理することが基本ではないでしょうか。

(委員)

自分のごみは自分で処分するのは原則です。ただ感染性廃棄物、廃酸・廃アルカリは量的に少なく、処理コストが高くなるでしょう。ケースバイケースでしょう

(委員)

日本は、現在50近くの都道府県が有りますが、例えばイタリアでは20程度の連邦国家であり、ドイツも面積はそれより広いのですが、産業廃棄物においては、その連邦にて基準を作成し、運用している、と聞いています。

和歌山県内で発生する物を県内で処分し、よそへ持って行くのはだめである、という考え方は捨てた方がいい。例えば水の問題においては、単独の自治体では解決できないでしょう。今の県域に縛られた行政を行うことは、無理が生じてしまいます。

問題は、12、13ページですが、移動距離が大きいことにあると思います。100km以上移動することは、地球環境に悪影響を及ぼしている。遠方にトラック輸送で運ぶのは良くない。特に、この赤い色で量が多い物を近くで処理出来るよう考えるのが、環境面でいいのではないかと、思います。無蓋のトラックの8割が、廃棄物を積んでいると聞いたことがあります。排気ガスの問題等大きな意味からも近くで処理できる物は何か、と考えることも大事でしょう。

(委員長)

今の意見は、産業廃棄物の処理を考える上で重要な指摘でしょう。

(委員)

産業廃棄物の処理は事業者の責任です。そのため経済的なことが、重要な視点となってきます。移動させれば移動費が掛かり、その分処理が高コストとなっている場合もあり、また区域内処理をするにしても処理量が少ないため、処理費用が高くなる。それなら遠く運んでもコストが低くなるなら、業者はそれを選ぶこともある。よって経済的な面から総合的に考えて行くため、次回事業者の方が来てくれて、その面からも検討を加えることが必要と思います。

(委員長)

産業廃棄物の処理コスト、経済的な面、また環境的な面から考え得る資料は、事務局は持っていないですか。

(事務局)

今のところ持っていません。今後排出事業者等の検討グループを作り、そこで検討する中で、参考資料等提出したいと考えています。

(副委員長)

整理していて気がついたことですが、6ページで自己処理量が約18万tあるとのことだが、これで完結しているのではなく、自己処理の残渣が出ます。それは、図の下の段階に移動しますので、自己処理で終了しているわけではありません、注意して下さい。

委託最終処分の県外分で3,900tとありますが、委託中間処理された中で県外へ行き、その後最終処分された量が分からない。3,900tだけが県外で最終処分された訳ではない。この表だけで議論するのは難しく、個々の段階で適正な処理がされているかが問題である。自己処理が適正に行われているか、等も問わなければならない。

次に資源化目的の処理で、県外へ行っているのが問題なのかどうかは、先ほど指摘がありました。県外で目的に合った処理がされているなら、いいのだが、この表では県外へ行っているしか分からない。適正な処理がされているかは不明であること。

種類別では、処理が難しいものが広域で移動しているのは、当然のことであるが、専門業者が処理をした方が、輸送費が少々高くなってもコストが安くなる経済原則のためである。その現状を理解することが大切です。

結局何が課題か、となるのだが、先ほど事務局から梅加工から出る残渣、廃プラスチックなど例示されたが、地域の中心的産業で、ある程度生産を上げているために廃棄物はまとまって出るのが、処理がし難い、高い費用を払って処理をしている物は何か、を見つけてくるのが課題と考えます。

また、前回有機性廃棄物をどうしたらいいのか、の話がありました。有機性廃棄物は、うまく使えば燃料になる可能性を持っている。しかし、今はリサイクルが出来ていない。このように地域内で協力すれば、リサイクルできる廃棄物がまだある。この地域の産業廃棄物はその量が少ないから、そのみだと経済的に成り立たない。しかし、一般廃棄物と併せて扱うことでうまく処理やリサイクルの方法がないだろうか、を考えることもできるでしょう。

(委員)

梅の剪定枝、あるいは梅酢のリサイクルで廃棄物をなくす取り組みをしている方々がいるとのことですが、県・市町村は、どの程度バックアップをしているのでしょうか。

(県)

梅の加工からは梅酢、調味液が出てきます。量は梅酢が多く、南部川村では、国の補助金を受けて試験的にリサイクルの取り組みが行われていますが、県はそれに積極的な関与はしていないと思います。なお、今年から県にエコ農業推進室が設置され、我々と自主勉強会を始めました。

調味液については、あるグループが脱水処理の後、家畜の飼料として利用する研究しており、県の畜産試験場の家畜を使って実験が始まっていると聞いています。

(委員)

産業廃棄物だけでなく、一般廃棄物も排出者責任があるのは当然ですし、また燃やせば有害な物質を出す材料の生産を止めるなど、国への要望など出来ることはしないといけない。

また、委員が先ほどから言われているように、専門的な処理をしなければならぬ物は委託して行うのはいいのですが、区域内で出したものは区域内で処理するのが原則ですから、最終的には紀南地域には処分場は必要でしょう。その場合でも、全く民間で行うのではなく、デンマークのように官民で行うなどの方法も考えて行く必要があるでしょう。

(委員)

有機性廃棄物の有効利用を考えるべきとの意見がありましたが、現実にはその利用ができる装置が開発されています。静岡県の富士市のごみを使い、1日20tを処理できる大型の装置でして、今日はサンプルを持ってくるつもりでしたが、有機物は炭素化され、燃やす行程がありませんし、臭いもありません。サンプルは、肉骨粉、紙おむつ、剪定枝などがあり、次回の勉強会に見ていただきたいと思っています。今後のごみ処理は、燃やすか、燃やさないかで取り組まないと、地球温暖化の問題もあります。日本のごみ処理は、今後も大型の装置で多くのごみを集めて燃やす方針であるため、それに逆行しています。この委員会においてもその点を踏まえて、意見を出して行かねばならないと思います。

(委員)

私たちは、あまりにもごみ処理の方法を知らない。有機性廃棄物は、資源として利用できること、ごみではなく宝だとの考えで研究を行ってきました。また、生分解性のプラスチックも実用化されていることなど、また、今の炭素化装置など常識にとらわれない装置等が多

くありますので、その勉強をする機会を持つことを検討してもらえないでしょうか。

(委員長)

委員会として勉強会をしたいということですか。

(委員)

そうです。

(委員)

紀伊民報に和歌山大学の中村先生の「紀南を循環型社会のモデル地域に」という記事がありました。我々が検討していることとまさしく合致する。「きのくに活性化センター」のセンター長をしてらっしゃるそうです。この方なんかには講演でもしてもらったらどうでしょうか。

(委員長)

私もよく知っている方ですが、講演をしていただくのは時間的に難しいでしょうが、いろいろ本や論文を書いてらっしゃいますので、また提供して勉強していただく機会を設けたいと考えます。また、諮問をする委員会で講演を行うことは、少々なじみにくいのではないのでしょうか。それと委員が、それぞれ勉強していただくのはいいことですが、専門の委員もいますし、委員会として勉強会を行うことは、時間的にも難しいと思います。

(委員)

8月9日の会合は、勉強会、意見交換会でいいのですが、どんな装置、方法があるかを勉強しないと、私たちは結論を出せないと思うのですが。

(委員長)

専門委員もおられますが、時間的な制約のため、十分に議論することも出来ませんでした。処理方法などの知識の蓄積がありますから、まず、委員の方が勉強し合うための機会が8月9日であると考えました。委員全員がどうしてもというのであれば別ですが、原則は委員会の中で意見を出して検討していくことだと思います。

(委員)

ホームページもあります。書き込み欄にて意見交換が出来るようにすればいかがですか。

(委員長)

本日のまとめをしたいと思います。

紀南地域の産業廃棄物の現状と課題などについて説明を受けましたが、排出事業者のいろいろな意向、現場の様々な声は、この資料では分かりません。また、産業廃棄物の処理コストのデータ、地域外に搬出されている物の処理実態、地域外業者の声、問題点などもこれから調査しなければなりません。次回の宿題として、これらの資料を用意してもらい検討を加える。また、紀南地域内で処理することは大切で、その検討をしなければならないが、それを全ての廃棄物に適用することは広域的な面、コスト的な面から見ても問題があるために、そこは弾力的に考えてもいいのではないかと、というのは委員皆さんの共通認識であろうと考えます。その認識の下、具体的にどんな種類の産業廃棄物を重点的に地域内で処理すればいいのか、その適切な処理方法は何か、そのコストはどうか、等について具体的に検討することが今後の大きな課題です。

また、産業廃棄物の中にはもっと資源化出来る物がある。有機性廃棄物が一つの例でしょうが、その資源化について具体的に考えていく必要があることも提起されました。

次回、産業廃棄物の処理の具体的な議論を行うため、データを提示できるようお願いします。また、産業廃棄物の処理の実態を聞かせていただく機会もあろうかと思っておりますので、排

出業者、処理業者の方々の出席をいただくようお願いします。

また、委員から一般廃棄物、産業廃棄物を含めた処理の意見を出していただく勉強会を行うことを決めてもらいました。

他に何かありますか。

(委員)

委員会を4回しているが、協議会の委員がまだ来られていない。文書などで知らせているとは思いますが、この場の雰囲気も知っていただく、ということもあります。公務多忙とは思いますが、日程があらかじめ分かっているので、1、2名の方の参加はできないでしょうか。意識改革が必要なのではないのでしょうか。

(事務局)

委員は、各首長及び商工会議所会頭です。日程が2、3ヶ月前から入ってますので、各担当課長、事務局長に来ていただいています。事務局もその様子は、その都度文書にて報告しています。各首長の出席は、公務のため難しいのではと考えます。

(委員)

前回、委員の提案も受け付けるとのことから、これをまとめたのですが、これはいつ検討されるのでしょうか。

(委員長)

それは、8月9日に行います。

また、協議会の委員の出席については、その方々の仕事の関係もありますが、我々は諮問事項についてきちんと検討し、説明することが大事です。だから、紀南地域の廃棄物の処理について議論を尽くし、多くの方々に納得してもらえるような、方針を出していくことが基本です。だから、首長の出席にこだわることはないと思います。

それでは確認ですが、委員からの提案が出ております。また、勉強会の開催のことも委員からありました。そのため意見交換会、勉強会の一環として、8月9日にそれを行います。出来るだけ時間を取り意見交換を行いたいと思います。各委員は、7月末までに何らかの意見を出してもらい、自由に意見を出していただきたい。

なお、次回の委員会は、9月6日土曜日の午後に予定しています。テーマは、産業廃棄物の処理について具体的検討を加えること、一般廃棄物も併せた処理についても検討することになると考えます。

開催場所ですが、新宮市での開催を考えていますが、いかがですか。

(委員)

ごみ問題が取り上げられ、関心も高い串本町でお願いできないでしょうか。

(委員長)

以前にもお話ししたのですが、御坊・日高、田辺・西牟婁、新宮・東牟婁の3地域の常識的に見て中心的な場所で行うのが、いろんな面から見ていいのではないかと思います。いかがでしょうか。

開催場所について、そのような意見もあるとして事務局とも相談しますが、今回は新宮市の開催をお願いします。今後は、候補地として検討していきますけれど、8月9日は田辺市で行います。

新宮市で開催する場合、開始時間は考えねばならないと思います。

(事務局)

交通機関の都合も考えまして、開始時間は午後1時30分ぐらいと考えています。また、

開催場所は、委員長が言われたように、御坊市・田辺市・新宮市と考えています。

(委員長)

それでは、次回の委員会のテーマ、開催場所は、今提案したとおりでよろしいでしょうか。開催場所は、廃棄物のことについての問題がある地域とかは、関係有りません。3地域の常識的な中心場所として考えています。串本町のことについては、意見等で報告していただければと思います。

それでは、4回目の委員会を終了します。
